

## 介護予防ケアマネジメントについて

15

◆総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、地域包括支援センター等が要支援者等に対するケアマネジメントを行い、本人の状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。

種類	要支援者 (給付のみ)	要支援者 (給付+事業)	要支援者 (事業のみ)	事業対象者
介護予防ケアマネジメント (新制度:総合事業)	×	×	○	○
介護予防支援 (給付)	○	○	×	×

◆介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)は、地域包括支援センターが行う。

◆予防給付におけるケアマネジメント(指定介護予防支援)は、指定介護予防支援事業所として、引き続き、地域包括支援センターまたは包括から委託を受けた指定居宅介護支援事業所が行う。

16



## 介護予防ケアマネジメントと介護予防支援

- ◆ 要介護等認定を受け、結果が**要支援1・2の場合**
  - ⇒ 予防給付のサービス(福祉用具貸与、訪問看護など)を利用して、**介護予防支援(保険給付)**となる。
- ◆ 要支援認定を受けていない**事業対象者**(申請をしていない者や申請はしたが非該当となった者)又は要支援認定は受けたが**介護予防・生活支援サービス(総合事業)の利用のみ**の場合
  - ⇒ **介護予防ケアマネジメント(総合事業)**

17

表 1 介護予防ケアマネジメントの種類とプロセス

類型	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
対象  利用サービス	介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合  ・ 介護予防訪問介護相当サービス  ・ 介護予防通所介護相当サービス  ・ 介護予防教室(通所型サービスC)	「介護予防事業」や「住民主体のサービス」など利用する場合  ・ 居場所事業(一般介護予防事業)
プロセス	アセスメント  → ケアプラン原案作成 地域包括支援センター  → サービス担当者会議 本人への説明・同意  → ケアプランの確定・交付 本人・サービス提供者へ  → サービス利用開始 給付管理票を提出  → モニタリング 月1回 訪問や電話等で 面接によるモニタリングは3月に1回以上  → 評価 3月に1回 ケアプラン終了時	アセスメント  → ケアマネジメント結果案作成 「本人の生活の目標」 「維持・改善すべき課題」 「その課題の解決への具体的対策(利用サービス)」 「目標を達成する取り組み」等を記載  → 本人への説明・同意  → サービス提供者への説明・送付  → サービス利用開始 随時の本人及び家族からの相談を受けるとともに、本人の状況変化時など、サービス提供者から適宜連絡が入る体制を整えておく

18



# 総合事業実施後の要介護認定更新手続き

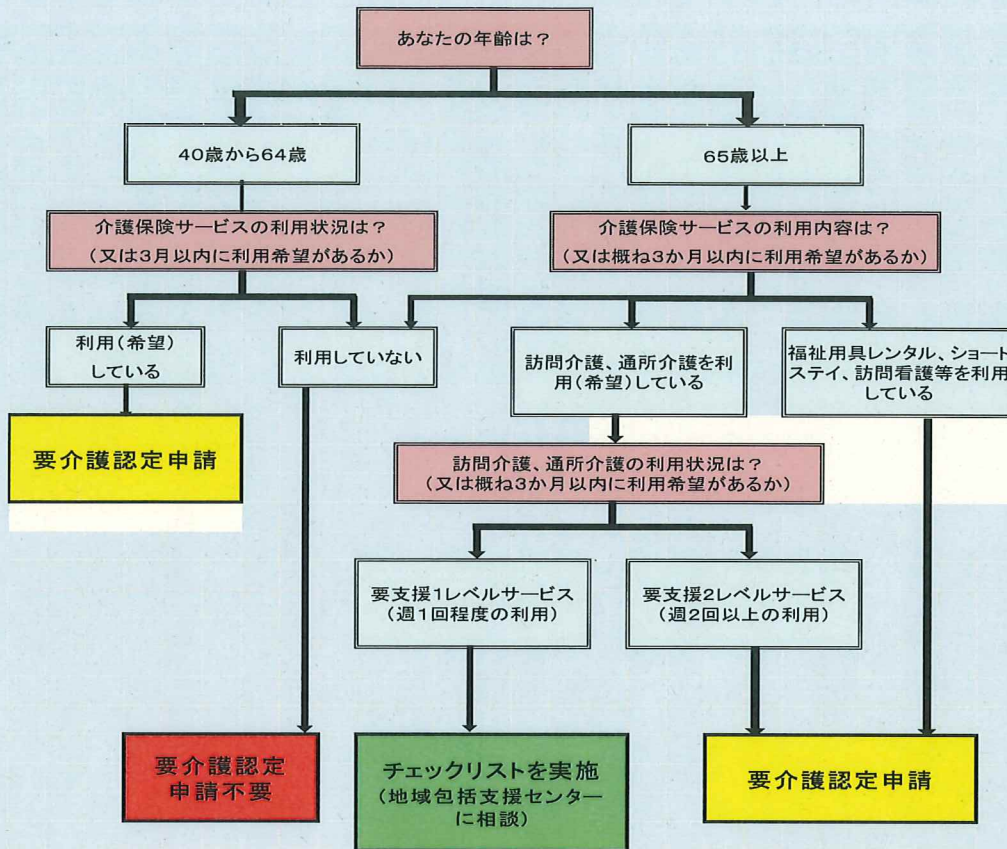


表 2 サービス種類と併用の可否

△: 要支援の方は、別途調整が必要

サービス種類と併用の可否				総合事業							高齢者福祉サービス (介護保険サービス以外)			
				介護予防・生活支援サービス事業			一般介護予防							
				訪問型 現行相当	通所型 現行相当	通所C	訪問介護	通所介護	介護予防教室	シルバーリハビリ体操	はさき健康体操	はつらつ体操	高齢者居場所事業	福祉タクシー
総合事業	介護予防生活支援サービス事業	訪問型 現行相当	訪問介護		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
		通所型 現行相当	通所介護	○		×	○	○	○	○	○	○	○	△
		通所型 通所C	介護予防教室	○	×		○	○	○	○	○	○	○	△
	一般介護予防		シルバーリハビリ体操	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			はさき健康体操	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			はつらつ体操	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			高齢者居場所事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(介護保険サービス以外)		福祉タクシー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		在宅介護支援福祉用具購入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		介護予防住宅改修	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	

要支援認定者または事業対象者のみ併用可



## 介護予防サービスと介護予防ケアマネジメント

- ① 認定有効期間の開始年月日がH28.12.31 までの要支援者  
 ○ 総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、  
 予防給付サービス(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)  
 ⇒ 手続等に変更なし(介護予防サービス計画)
- ② 認定有効期間の開始年月日がH29.1.1 以降の要支援者  
 ○ 予防給付サービスのみ ⇒ 介護予防サービス計画  
 ○ 予防給付と総合事業 ⇒ 介護予防サービス計画  
 ○ 総合事業のみ ⇒ 介護予防ケアマネジメント
- ③ 基本チェックリストにより事業対象者(H29.1.1 以降)  
 ○ 総合事業 ⇒ 介護予防ケアマネジメント

21

区分	居宅サービス 計画作成 依頼届出書	介護予防サービス 計画作成 依頼届出書	介護予防ケア マネジメント 依頼届出書	説明
介護給付 → 予防給付	× 不要	○ 必要	× 不要	居宅介護支援事業者から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更
介護給付 → 総合事業	× 不要	× 不要	○ 必要	居宅介護支援事業者から地域包括支援センターへケアマネジメントの実施者を変更
予防給付 → 総合事業	× 不要	× 不要	× 不要 ※届出書の提出は省略可	指定介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ移行することとなるが、要支援者であることは変わらず、ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターも変わらないため不要
要支援者 → 事業対象者	× 不要	× 不要	○ 必要	介護予防ケアマネジメント依頼届出によりサービス事業対象者として登録
届出を受理後 地域包括支援センターから 居宅介護 支援事業者へ委託	× 不要	× 不要	○ 必要	地域包括支援センターがケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託した場合、届出が必要

22